

米子市人権施策基本方針

米子市人権施策推進プラン

第2次改訂（案）

目 次

第1章 改訂の趣旨	1
第2章 基本的な考え方	
1 人権とは	2
2 人権のとらえ方	2
3 人権と行政とのかかわり	2
4 人権問題への取組	3
5 基本方針と推進プラン	4
6 米子市人権施策推進会議	4
第3章 米子市人権施策基本方針	
1 人権が尊重されるまちづくり	6
2 安心して暮らせるまちづくり	6
3 個性が發揮できるまちづくり	6
第4章 米子市人権施策推進プラン	
1 人権教育・人権啓発の推進	8
2 一人一人が主体となったまちづくりの推進	8
3 ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進	9
4 相談・支援体制の整備	9
5 行政職員に対する人権研修の充実	10
第5章 課題別基本方針・推進プラン	
1 同和問題に関する人権施策	11
2 外国人に関する人権施策	14
3 障がい者に関する人権施策	17
4 男女共同参画に関する人権施策	20
5 子どもに関する人権施策	23
6 高齢者に関する人権施策	26
7 病気にかかる人に関する人権施策	29
8 多様化する人権課題に関する施策	31
○ 犯罪被害者に関する人権施策	31
○ 性的マイノリティに関する人権施策	32
○ 生活困難者に関する人権施策	33
○ 刑を終えて出所した人等に関する人権施策	34
○ インターネット上の人権侵害に関する施策	35
○ 災害被災者に関する人権施策	36
付属資料	39

第1章 改訂の趣旨

本市では、昭和 63(1988)年に旧米子市において、平成 2(1990)年に旧淀江町において、それぞれ「人権尊重都市宣言」を行い、平成 6(1994)年にはそれぞれが「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。そして、合併後新たに平成 17(2005)年に「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定、平成 18(2006)年には「人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重都市の実現に向け必要な施策を積極的に推進し、行政すべての分野において市民や町民の人権意識の高揚を図ってきました。また、旧米子市では平成 8(1996)年に米子市人権施策推進指針を策定し、「人権問題の解決は市政の重要な課題」として人権尊重の視点で行政を推進してきました。さらに、平成 18(2006)年に「米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン」を策定し、本市の人権施策の方向性をより具体的にし、これまでの方針を継承発展させる形で再編成しました。また、平成 24(2012)年には社会情勢や各種制度等の変化に対応するため、基本方針・推進プランの改訂を行いました。このような取組によって市民の意識が向上する等、一定の成果が出ています。

しかし、同和問題や外国人、障がい者、男女共同参画、子ども、高齢者、病気につかかわる人に関する人権問題等、解決すべき課題が解消したわけではありません。近年人権問題が多様化し、問題意識も高まっており、適切な施策を講ずることが必要となっています。

また、5 年に一度実施している米子市人権問題市民意識調査について、平成 29(2017)年に実施した調査では、これまで取り組んできた人権施策に一定の成果があったと考えられますが、差別が現存している事実を現実のこととしてとらえられていないという結果も出ており、啓発の際に、当事者意識をもって考えてもらうような工夫が必要です。

本市では、日本国憲法に掲げられている基本的人権を保障し、市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくことが行政の目的であるとされています。こうした社会の実現に向け、これまでの基本方針による取組を基盤に据えながら、社会情勢や各種制度等の変化に対応するとともに、さらに認識が高まった人権問題の基本方針、推進プランを加え、施策をどう展開していくのかという基本的な方向を示すため、「米子市人権施策基本方針・推進プラン」を改訂します。

第2章 基本的な考え方

1 人権とは

国が定める「人権教育・人権啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」と述べられています。

これは、人権とは個人として尊重されると同時に他の人も自分と同じように尊重し、誰からも支配や抑圧を受けず、自分の意志で自由に生きることができる権利であることを示しています。言い換えれば、誰もが個人としての尊厳を奪われたり、傷つけられたりすることなく、幸せに生きていくことのできる社会を実現するための権利だといえます。

2 人権のとらえ方

人権を理解しようとするとき、人権が保障されていない状態を考えてみることも必要です。

昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は自由と平等に関する基本的人権の問題である。」とし、さらに「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由等であり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘しています。この指摘は、今日における差別の定義として、あらゆる差別問題に対してもあてはまるものです。

つまり基本的人権とは、「市民的権利と自由」のことであるといえます。市民的権利と自由については、国際人権規約において、教育権、労働権、社会保障、文化生活に参加する権利等いわゆる社会権を示す規約と、生命、自由、身体の安全等のいわゆる自由権を示す規約に分けて表記されています。

3 人権と行政とのかかわり

市民的権利と自由の保障とは、住む家があり、仕事があり、教育を受け、自由に希望の場所へ移動でき、いろいろな人と交流し、病気になれば必要な手当てを受けられるといったことが一人一人に必ず保障されていることです。その実現の

ためには、公営住宅、上下水道、道路、教育、医療、福祉、消防等様々な社会基盤や諸制度が整備されていなければなりません。そしてこれらは行政の基本的業務として日常的に行われてきたものばかりです。したがって、行政すべての業務が人権と密接につながっているといえます。

こうした意味において、市民の日常生活全般に直接かかわる市政では、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つとともに、職員一人一人が人権行政の担い手として自覚を持つことが重要です。

4 人権問題への取組

本市では、人権問題を同和問題、外国人、障がい者、男女共同参画、子ども、高齢者、病気にかかる人、その他様々な課題（犯罪被害者等、性的マイノリティ、生活困難者、刑を終えて出所した人等、インターネット）の8分野に分け、積極的に課題解決に向け取り組んできました。

このような中で、今回の改訂では、各課題別分野について、各種制度の変更や社会情勢に対応した改訂を行い、引き続き諸施策を推進するとともに、人権課題の多様化が進んでいることから、「その他様々な課題に関する人権施策」を、「多様化する人権課題に関する施策」と改めました。また、多発する災害により、災害被災者の人権問題がクローズアップされることが多く見受けられることから、「多様化する人権課題に関する施策」に「災害被災者に関する人権施策」を追加しました。

その他、情報化に伴う個人情報の流出等の問題も深刻です。個人情報については、本人の意思とは無関係に大量に収集、利用されるという状況があり、市民一人一人が個人情報の重要性を認識するとともに、個人のプライバシーについて正しい理解を深めることが大切になっています。また、職場や学校での社会的立場を利用した様々なハラスメント（嫌がらせ）は、ハラスメントを受けた人へ精神的な苦痛を与え、休業、失業、過労死、自死等に至らしめる可能性のある大きな人権問題です。その他にも、独自の文化を持ちながら、同化政策等により、その継承に支障をきたしているアイヌの人々については、先住民族であると認められた後も、依然として無関心や誤った認識から、差別や偏見による人権侵害が存在しています。

また、本市では、北朝鮮当局による拉致被害者として松本京子さんが政府認定されており、他に2の方について拉致の可能性が指摘されています。拉致問題

は、人間の尊厳・自由を侵害する決して許すことのできない重大な人権問題であり、一刻も早く解決しなければなりません。しかし、この問題は、国家間交渉に係ることから、本基本方針とは別に市政の重要課題として引き続き取り組むこととします。

これからも、従来から取り組んでいる人権問題はもとより、今後社会情勢の変化により新たに起こりうる人権問題に対しても、それぞれの問題の性質や状況に応じた施策を推進します。

5 基本方針と推進プラン

これまで本市では、平成18(2006)年に「市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくこと」を目的に、「米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン」を策定しました。その後、平成24(2012)年に改訂を行い、行政施策を推進するにあたっての方向性や重要性を示すとともに、具体的な推進方策を明らかにしてきました。

このたび改訂した「米子市人権施策基本方針・同推進プラン」は、これまでの基本方針、推進プランを継承するとともに、さらに認識が高まった人権課題、社会情勢や制度改正による変化に対応したものとしました。

基本方針は、本市の人権施策の方向性や重要性を示すものです。また、推進プランは基本方針を具現化するための道筋、取組の方向性を示すものです。

この基本方針・推進プランは、市民意識調査等により実態を把握しながら、必要に応じた見直しを行います。

「3人権と行政とのかかわり」でも述べたように、市民の日常生活全般に直接かかわる市政では、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つことが重要です。今後も引き続き、基本方針と推進プランに沿って、それぞれの部署で実施される人権施策について包括的な進行管理を行うとともに、本市の人権施策を総合的、計画的に推進していきます。

6 米子市人権施策推進会議

本市では、府内組織として米子市人権施策推進会議を設置し、市民の基本的人権が尊重され、誰もが幸福に生きる社会の実現に向けた施策の推進を図っています。この会議は市長を会長として、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部局長で構成されており、各部局の緊密な連携を図りながら、全府的に人権施策の推進に取り組んでいます。

「米子市人権施策基本方針・同推進プラン」については、この会議において策定するとともに、各部署における取組状況を点検し、適切な進行管理を行います。

第3章 米子市人権施策基本方針

1 人権が尊重されるまちづくり

人権が尊重されるまちとは、すべての人が個人として尊重され、市民的権利と自由が保障されている社会のことです。

人権についての正しい理解と、それを実践する意識が市民に十分に定着していない状況では、ともすれば自分の権利を主張して、他人の権利を尊重しなくてもよいと取り違えられてしまいます。しかし、自分の権利が尊重されるためには、相手の権利を認め、お互いに尊重して支え合う社会が基盤となつていなければなりません。

こうしたまちの実現には、市民一人一人が人権を自分の問題として考え、学び、行動することが大きな力となります。そのためには、お互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心を育むことが大切です。

2 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちとは、市民的権利と自由が保障されていることはもちろん、誰からも危害を受けることなく安全が保障され、信頼感で結ばれたコミュニティがあり、自分の存在が認められ、自信を持って生活できる社会のことです。こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまちづくり」が前提となります。また、いつでも誰でも相談ができ、適切な支援を受けることができる環境が整備されていることも安心感につながります。

近年、社会情勢の変化により、地域社会のあり方も変わり、近隣と人間関係を結ばなくても生活に支障をきたさないような環境が生まれています。しかし、家庭、地域、職場、趣味を同じくする集まり等様々なコミュニティとのかかわりの中で、人々は心が満たされ、自分は社会にとってかけがえのない存在であるといった自信を得ることができます。そして、こうした安心感や自信は、人権を自分の問題として考え、学び、行動する力を生み出すとともに、他人の人権を尊重することにもつながります。

3 個性が發揮できるまちづくり

個性が発揮できるまちとは、自分の意志や希望を持ち、人々と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合える社会

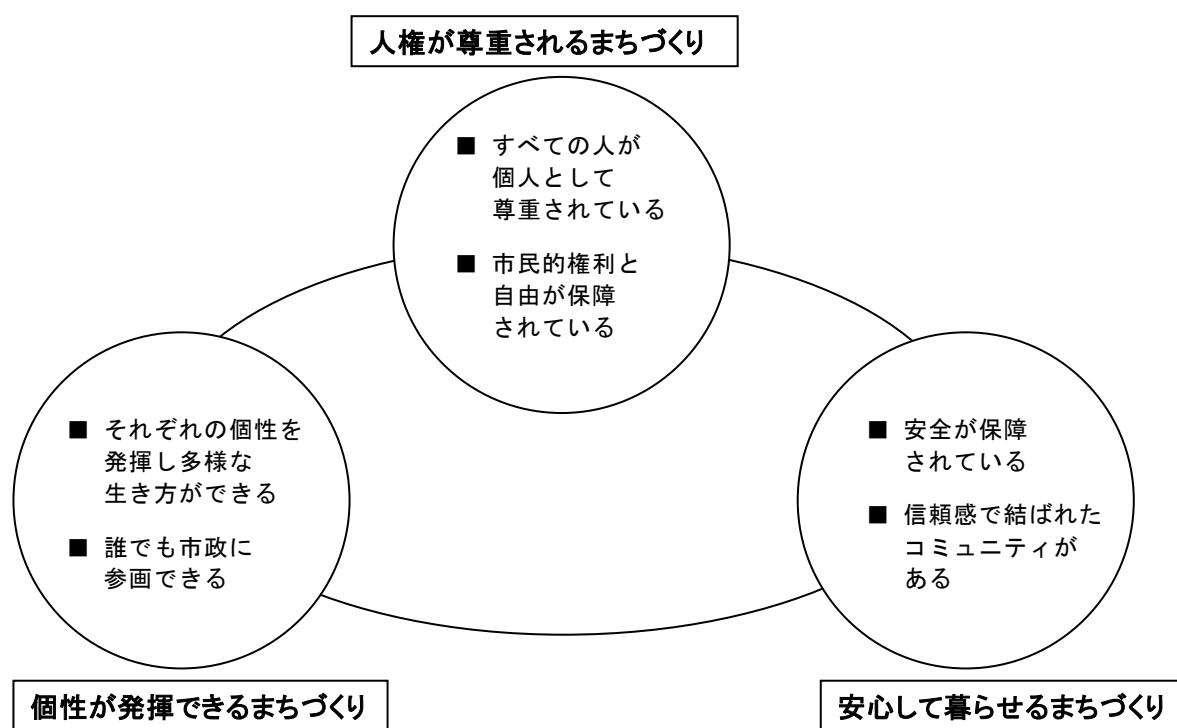
です。また、市民一人一人が自分たちの課題を持ちより、行政の政策決定の場に加わる等、誰でも市政に参画できる社会です。

こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまちづくり」や「安心して暮らせるまちづくり」が前提となります。

また、障がいの有無や性別、年齢、性のあり方等にかかわらず、誰もが主体的に地域の中で人々とかかわりながら、自分の個性が發揮できるよう条件が整備されているといった、いわゆるノーマライゼーションの考え方方が市民に共有されていることも大切です。

こうした「個性が発揮できるまちづくり」が広がることにより、「人権が尊重されるまちづくり」のさらなる充実を生み出します。

米子市人権施策基本方針のイメージ図



第4章 米子市人権施策推進プラン

1 人権教育・人権啓発の推進

平成12(2000)年に制定された、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義しています。

また、平成28(2016)年には、障がい者への差別を解消するための「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、ヘイトスピーチ解消のための「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、そして同和問題の解決を推進するための「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、これら全ての法律で、啓発・教育の推進が重要な施策として盛り込まれています。

本市では、市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分に尊重した行動がとれるよう人に権教育・人権啓発を推進します。そして、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面を通して、日常生活の経験等を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の問題として考えてもらう等、手法にも工夫を凝らした人権教育・人権啓発を推進します。

また、市民一人一人が人権について正しい認識を持つためには、常に新しく、正しい情報を得ることが不可欠です。本市では、人権に関する情報の収集・発信拠点として、米子市人権情報センターを設置し、関係図書やビデオの貸し出し、広報誌の作成、市民向け研修講座の実施等を行ってきました。今後も市民のニーズに応じた人権教育・人権啓発の内容や手法に関する情報提供を行います。

2 一人一人が主体となったまちづくりの推進

人権が尊重されるまちづくりの主体は、地域で暮らす市民です。

本市のまちづくりの考え方を定めた「米子市民自治基本条例」では、まちづくりを「官民の別を問わず本市の地域づくりのあらゆる活動」と定義した上で、第3条に「市民の役割」として、「市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、お互いの自由と権利を尊重し、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進める」としています。

つまり、まちづくりは、私たちの日々の暮らしそのものであり、市民一人一人が持つ自由と権利の行使の場であるという認識に立ち、それを互いに尊重することから始まるといえます。

このような考え方のもとで、人権が尊重されるまちづくりのため、市民一人一人が、自由と権利を大切にし、互いに支え合い尊重し合えるまちづくりを推進します。

3 ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、すべての人が利用しやすいように環境、建物、製品等をデザインすることです。

本市では、誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるまちづくりを実現するため、既存施設等の点検、補修等を行い、新しく建設される公共施設にはユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設づくりを推進しています。

また、近年では、建物や製品のデザインのみにとどまることなく、社会の仕組や制度づくりを含めて、地域社会全体に浸透してきており、ユニバーサルデザインを推進することは、すべての人が等しく社会の一員として尊重され、多様な生き方を認め合い、個性が發揮できる社会を実現することにつながります。

本市では、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを積極的に推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の大切さについての教育、啓発に努めます。

4 相談・支援体制の整備

近年、人権意識の高まりにより、人権問題に関する相談件数が増加しています。その相談内容も多様化、複雑化しており、相談・支援体制の充実や相談窓口に関する情報の提供が求められています。

また、平成28(2016)年に施行された、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」においても、相談体制の充実が重要な施策として明記されており、人権問題の解決に向けて相談業務が非常に重要であるといえます。

本市においては、行政相談や消費生活相談等のほかに、子ども、高齢者、障がい者等分野ごとにそれぞれ所管する課において相談及び適切な支援業務を行っています。また、人権という視点から市民の相談を受け止めて、必要な機関へ紹介、

取次ぎが円滑にできるよう、市役所内部はもちろんのこと、国、県、市民団体等との情報交換を密にし、関係機関との連携を深めることで、横断的な相談・支援体制の整備に努めます。

また、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行なうことが重要なことから、人権救済制度の確立に向けて、県、市町村等と連携して引き続き国に要望していきます。

5 行政職員に対する人権研修の充実

憲法第3章に規定される基本的人権を住民生活において具現化することが公務であり、このことから、行政職員は、市民的権利と自由を保障する権利保障の重要な担い手であるといえます。

また、行政の仕事自体が権利保障であることはもちろんですが、仕事の進め方についても様々な人権に配慮がなされるべきです。こうした点を踏まえると、行政職員には、権利保障の担い手であるという自覚は当然ですが、人権についての、より実態に即した教育が施される必要があります。

本市では、これまで「米子市職員人権問題研修基本方針及び同計画」に基づき職員研修の計画的、効果的な実施に努めてきました。そして、職員研修の継続的な質的向上が、市民の権利保障につながるということを踏まえ、職員の職務内容や職責に応じて、幅広い人権についての知識とそれを公務で適切に活かすことができるようすることを念頭に、今後も計画的かつ体系的な職員研修を企画、実施します。

第5章 課題別基本方針・推進プラン

1 同和問題に関する人権施策

【現状と課題】

同和問題は、日本国憲法が保障している基本的人権の侵害にかかる重大な課題です。

昭和 40(1965)年に出された「同和対策審議会答申」*1に基づき、昭和 44(1969)年から特別措置法を根拠とした同和対策事業が始まりました。これにより同和地区の生活環境をはじめ様々な格差が是正されてきましたが、今なお差別事象が相次いで発生する等、部落差別がなくなったわけではありません。

こうした状況を踏まえ、平成 28(2016)年 12 月には「部落差別解消推進法」が施行され、現在もなお部落差別が存在することが法律で明記されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識の下に差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、「部落差別の実態に係る調査」等が条文で定められています。

本市では、憲法に基づく基本的人権の保障、そして同和対策審議会答申の「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念のもと、昭和 45(1970)年度以降、「同和対策総合計画」を策定し、その後改訂を重ねながら同和問題の解決を市政の重要課題と位置づけ諸施策を推進してきました。しかし、平成 17(2005)年度に実施した同和地区実態調査の結果では、不安定な就労状況、高等学校卒業後の進学率、被差別体験等、依然として解決すべき課題が残されていることが明らかになりました。平成 19(2007)年度には、総合計画の名称を「今後の同和対策の方向」へ変更し、引き続き必要な施策を推進してきました。

同和問題の解決に向け施策を推進する中で、平成 29(2017)年度に実施した人権問題市民意識調査の結果では、家族や親せきと同和地区の人との結婚について、「本人の意思を尊重し、結婚を祝福する」と回答した市民が 59.2%となり、前回調査から着実に増加しています。しかし一方で、否定的な回答が 25%を超えるという結果が出ていることも重く受け止めなければなりません。また、住居を選ぶときに同和地区にある物件をどう思うかとの問い合わせでは、「こだわらない」との回答が 40.1%となっていますが、「避ける」と回答した人が 26.6%という結果が出ています。これ

らの結果からは、長年にわたる学校教育や、人権教育地域懇談会（小地域懇談会）をはじめとした地域での人権教育や啓発活動等の積み重ねによって、同和問題に対する市民の理解が徐々に進んできていると考えられるものの、世間体や因習等にとらわれやすい意識とも絡み合い、自分との関係性が出てくる際には差別意識が顕在化するものと読み取れます。

また、インターネットの持つ匿名性を悪用した、同和地区関係者を攻撃する差別的な書き込みや動画の投稿、差別落書き、差別投書といった差別事象の発生も後を絶たず、適切な対応策が求められます。

本市では、市民一人一人が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう、引き続き人権尊重の視点に立った施策を推進していきます。

【基本方針】

（1）「部落差別解消推進法」の趣旨に基づく施策の推進

「部落差別解消推進法」の趣旨に基づき、残された課題の早期解決をめざし、教育、啓発、相談体制の充実等必要な施策を推進します。

（2）同和地区関係者をとりまく課題の解決に向けた施策の推進

同和地区関係者への差別の実態や同和問題に関する市民意識の把握に努めながら、同和地区関係者をとりまく様々な課題の解決に向けた施策を推進します。

【推進プラン】

（1）教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、米子市人権・同和教育推進協議会、米子市人権問題企業連絡会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、人権教育地域懇談会（小地域懇談会）や各種講座、講演会、広報誌、企業内研修等様々な機会を通して教育・啓発を推進します。

（2）同和対策事業の推進

同和問題に関する様々な課題の解決に向け、必要な施策を推進します。また、隣保館、地区会館は、周辺地域も含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を担っており、地域住民のニーズに応じた事業の充実を図ります。

（3）同和保育の推進

「米子市同和保育基本方針」及び「米子市同和保育実施要綱」に基づいて、すべての乳幼児の全面的な発達保障を図るとともに、連帶して差別を解消しようとする

資質を養うため、同和保育を推進します。

(4) 相談体制の充実

同和問題に関する様々な相談については、隣保館職員をはじめとする人権政策課職員の相談対応のスキルアップに努めるとともに、関係部署や関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

(5) 差別事象への適切な対応

差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には速やかに適切な対応を行います。また、インターネット上の差別事象への問題について、県等と連携して対応していきます。

- *1 同和対策審議会答申：昭和40(1965)年に同和対策審議会が総理大臣の諮問に対して提出した答申。以後の同和行政の基本的指針となる。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、さらに同和問題の解決は「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」として、国の責任を明らかにした。

2 外国人に関する人権施策

【現状と課題】

国際化の進展により、わが国に定住する外国人*1は年々増加しています。地方においても、地域、学校、職場等様々な場面で外国人と接する機会が日常的になってきていますが、人種や民族、言語、宗教、生活習慣等の違いによってお互いの理解が十分でないことから、外国人に対する人権侵害等様々な問題が生じています。

中でも近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、いわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めており、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく人としての尊厳を傷つける差別行為にはかなりません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は絶対に許されるものではありません。

このような状況の中、平成28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

もとより、「国際人権規約」においては、民族的少数者の権利(自己の文化を享有し、自己の宗教を実践し言語を使用する権利)を否定されないとされています。また、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)*2では、締約国は児童の教育について、異なる文化、言語、価値観を認めるよう育成しなければならないことが明記されており、自国の文化や習慣は人格形成の重要な一部分です。地域社会においても、異なる文化を尊重し合い、住民として共存していく社会の実現が求められます。

平成30(2018)年3月現在、米子市には約1,200人の外国籍者が生活しています。これは、本市人口の約0.8%にあたります。そのうち約半数が在日韓国・朝鮮人で、その多くは様々な歴史的経緯によって定住することになった人たちとその子孫です。その人たちの中には、今もなお自分のルーツを隠して生活している人たちもいます。これは、日本の社会の中にいまだに差別や偏見が存在しているからです。

また、外国人の中には、何世代にもわたって日本に住み、地域社会で共に活動している人たちがおられる一方、近年、留学、就労、国内企業での技能実習等で入国したり、日本人と結婚して日本で生活したりする外国出身の人の増加も顕著で、私たちの回りには多様な国籍の人が生活しています。本市でも、ベトナムやタイ等様々な国から技能実習等で来日している人がいます。今後も、外国からの労働者の

受け入れ等により、多くの外国人が来日することが予測されますが、これらの人たちは、日本語が理解できないことにより不利な労働条件で働くことを余儀なくされたり、文化や習慣の違う日本での生活や子育てに不安を抱えたりしている人も少なくありません。本市に暮らす外国人が不自由を感じることなく、地域住民として、共に安心して暮らせる地域づくりをいかに進めていくのかが大きな課題となっています。

本市においても、市民向けの語学講座や国際理解講座、友好・姉妹都市との交流事業の実施等、地域における国際化への取組を進めています。また、外国人を対象とした識字・日本語教室*3 や生活に必要な情報を外国語表記で提供する等、外国人が地域の中で暮らしやすい環境をつくる取組を進めています。今後も様々な文化が共生できる地域社会の実現に向けて、関連機関と連携を図りながら施策を推進していくとともに、外国人に対する差別や偏見を解消し、お互いを理解し合い共に地域づくりを進めるための啓発に努めていく必要があります。

【基本方針】

(1) 地域における国際交流、国際理解の推進

人種や民族、宗教、生活習慣等の違いによる差別や偏見を解消するための啓発を行うとともに、地域の国際化に向けて国際交流、国際理解の取組を推進します。

(2) 外国人が安心して生活できる環境づくり

外国人からの意見を聴きながら各種団体や関係機関との連携を図り、生活に必要な情報の提供、相談体制の整備等、外国人が市民の一人として安心して生活できる環境づくりを推進します。また、長年地域社会の一員として活動しておられる外国人のほか、今後、外国からの労働者の受け入れ等により、様々な国籍の人が地域に住まれることが考えられることから、お互いに理解し合い共に地域づくりを進めるための啓発に努めます。

【推進プラン】

(1) 教育、啓発の推進

外国人に対する差別や偏見を解消し、地域、学校、職場等あらゆるところで教育、啓発を行います。また、「ヘイトスピーチ解消法」について、正しく認識するための教育、啓発に努めます。

(2) 地域における国際理解、国際交流の推進

外国人と日本人が共に生活していくためには、異文化理解を深めることによって

様々な文化が共生できる地域社会を築くことが必要です。市民向け語学講座や国際理解講座の開催等、お互いの文化や歴史を学ぶ機会を提供し、地域で生活する外国人との交流を進めることで、お互いに異なる文化を理解し合うことも重要です。また、友好・姉妹都市との交流事業を引き続き推進します。

(3) 外国人の人権擁護の推進

日常生活における様々な困りごとに対する相談体制を整備するとともに、外国人に対する差別事象が発生した場合には、速やかに適切な対応を行う等、外国人の人権擁護を推進します。

(4) 外国人が安心して生活できる環境づくりの推進

外国人が地域で安心して生活できるようにするために、外国人を対象とした識字・日本語教室の充実、生活に必要な情報の外国語表記による提供を積極的に行います。また、今後、様々な国籍の人が地域に住まれることが増加すると考えられることから、お互いに異なる文化や習慣を理解し合い共に地域づくりを進めるための啓発に努めます。

*1 外国人：ここでは、外国籍者だけでなく、のちに日本国籍を取得した人等も含む。また、特別永住者、1980年代以降、比較的新しい時期から日本にやってきた人等、歴史的背景が異なる人たちを総称している。

*2 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)：ここでいう「子ども(児童)」とは、18歳未満の者をさす。

*3 識字・日本語教室：米子市内及びその周辺で生活する外国人を対象とした日本語教室。米子市内の隣保館で開催している。

3 障がい者に関する人権施策

【現状と課題】

わが国における障がい者施策は、「障害者基本法」に基づき、総合的かつ計画的に推進されています。特に平成23(2011)年の障害者基本法の一部改正では、障害者権利条約の批准を踏まえ、「障がいを理由とする差別の禁止」とともに「共生社会の実現」を目指していくことが理念として掲げられました。

これらの理念を実現するため、平成24(2012)年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25(2013)年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行されました。また、平成28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が定められ、障がいの有無にかかわらず分け隔てのない共生社会の実現を目指すための法制度の整備が進んでいます。

一方で、障がいのある人や児童に対する福祉サービスは、平成18(2006)年の「障害者自立支援法」の施行により措置から利用契約制度*1になりました。平成24(2012)年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に代りましたが、「児童福祉法」による障がい児への障がい福祉サービスとともに、必要な見直しが行われています。

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて「米子市障がい者支援プラン2018」を策定しました。

この支援プランに基づき、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自ら決定し、能力を最大限に発揮して自己実現でき、地域社会で安心して生活するため、それぞれのニーズに応じた適切な障がい福祉サービスの提供体制の構築、相談支援体制の充実等を推進していきます。

さらに、障がいのある児童の健やかな育成のため、児童及びその家族への情報提供をはじめ、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援提供体制の整備を図ります。

また、障がいのある人の活動や社会参加を制限している社会的障壁(バリア)を取り除くため、障がいのない人が障がいの特性を正しく理解し、障がいのある人の配慮や手助けができるよう、「あいサポート運動」の推進や「心のバリアフリー」の

意識を広めることも重要です。

【基本方針】

(1) 共生社会の実現

すべての人が障がいの有無にかかわらずお互いの人格と個性を尊重し、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、障がいの状況やニーズに応じた適切な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、障がいへの理解を推進するための教育、啓発の充実に努めます。

(2) 安心して、自立して生活できるまちづくり

障がいのある人の豊かな地域生活を実現するために、障がいのある人に配慮した生活環境の整備や自立のための就労支援を推進するとともに、災害時における障がいの特性に配慮した支援に取り組みます。また、障がいのある子どもが適切な教育や支援を受けることができるよう取り組むとともに、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツに親しむための支援を行っていくことも重要です。

【推進プラン】

(1) 啓発の推進

すべての市民が障がいのある人に対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会をつくっていくための啓発を推進します。同じく、「障害者差別解消法」で定められた、障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について周知するための啓発に取り組みます。

(2) 地域生活支援と社会参加の推進

障がいのある人のニーズに対応する居宅サービスや施設利用サービス等の量的、質的な充実を進めます。また、自らの選択、決定に基づくサービスの利用支援や相談窓口の充実等、総合的な生活支援体制の整備に努めます。さらに、判断能力が不十分な人に代わって判断し、さまざまな法的手続き等を行い、生活を支援する成年後見制度*2について普及啓発に取り組みます。その他、障がいのある人が芸術や文化活動、スポーツに親しむことは、自己実現や社会参加の促進につながることから、それぞれの個性や才能を生かしながら創作活動やスポーツ、レクリエーション活動が行えるよう支援します。

(3) 生活環境の整備

障がいのある人のみならず、誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるまちづくりを実現するため、建築物、公共交通機関、歩行空間等の生活環境の整備を推進します。

(4) 教育の充実

障がいのある子どもが学校卒業後に地域で生活を続け、自立生活、社会参加を行うためには、発達段階に応じた適切な教育を行い、それぞれの能力と可能性を最大限に伸ばしていくことが重要です。そのため教育、医療、福祉等の関係機関相互の連携を強化し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した専門的な教育の充実に努めます。

(5) 保健、医療の充実

障がいのある人が地域において健康を保持し、増進を図るために保健、医療との適切なかかわりを持つことが必要です。そのため、障がいのある子どもの早期療育等、それぞれの障がいの状況やニーズに応じた保健、医療、医学的リハビリテーション等のサービスを適切に提供できる体制の整備に努めます。

(6) 雇用、就労の促進

障がいのある人が、働くことを通して社会参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者雇用率制度*3 の啓発による雇用の場の拡大、関係機関との連携による就労機会の提供に努めます。また、就労移行支援事業所*4 等による福祉的就労制度の充実を図り、一人一人の適性と能力に応じた多様な就労形態が選択できるよう努めます。

*1 **措置から利用契約制度**：行政がサービス内容を決定する「措置」に代えて、障がい者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき契約によりサービスを利用する「利用契約制度」が導入された。

*2 **成年後見制度**：認知症・知的障がい・精神障がい等によって判断能力が十分ではない方の意思決定を法律的に支援する制度。

*3 **障害者雇用率制度**：国、地方公共団体、企業において、一定の割合(法定雇用率)に相当する人数以上の障がい者を常用労働者として雇用することを義務づける制度。

*4 **就労移行支援事業所**：一般企業等への就職を希望する方(65歳未満)に、一定期間、就職に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

4 男女共同参画に関する人権施策

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれずすべての人が多様な生き方を主体的に選択し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができるような豊かで活力ある社会づくりをすすめることが必要です。

わが国では、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12(2000)年には同基本計画が策定されました。

本市では、平成 15(2003)年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定するとともに、市内で活動する各種団体の活動、交流の場として米子市男女共同参画センターを設置しました。そして、平成 22(2010)年には「男女共同参画推進条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて、平成 25(2013)年には、「第 2 次米子市男女共同参画推進計画」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできました。

このような取組の結果、徐々に改善は見られるものの、長い歴史の中で作られた、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習等はまだ根強く残っており、女性の政策、方針決定過程への参画はいまだ低い状況にあります。

またDV*1 や性暴力、様々なハラスメント(嫌がらせ)等による人権侵害は年々増加しており、被害者に対する支援の充実が求められます。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化等社会情勢が著しく変化してきている中、すべての人の人権が尊重され、誰もが希望と誇りを持って充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえて、平成 30(2018)年に「第 3 次米子市男女共同参画推進計画」を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現にむけて一層の推進を図ります。

【基本方針】

(1) 「米子市男女共同参画推進条例」に基づく「第 3 次米子市男女共同参画推進計画」の推進

「米子市男女共同参画推進条例」や「米子市男女共同参画推進計画」に基づき、男女がそれぞれの個性と能力を生かして、充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 男女の人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

男女間におけるあらゆる暴力を許さず、人権を尊重しながら、誰もが生涯健康で安心して暮らせる社会づくりを進めます。

(3) 男女共同参画社会実現のための意識啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識や慣習等を解消し、人々の意識改革を図るため、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、次世代を担う子どもや若者に対しても教育、啓発を行っていきます。

(4) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*2 の推進

すべての人が、生き生きと自分らしく多様な生き方を選択し、自分の個性と能力を發揮して相互の理解と協力のもとに、仕事、子育てや介護、地域活動等にバランスよく参加することができる環境づくりに努めます。

【推進プラン】

(1) 教育、啓発の推進

男女共同参画の考え方を正しく理解するための働きかけは、あらゆる場面において必要です。家庭、学校、地域、職場等において同時進行的に教育、啓発を行う等工夫し効果的に推進します。

(2) DV、性暴力被害者等への支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者に対する相談体制の充実を図るほか、性暴力やハラスメントの被害者への対応も併せて、民間支援団体や「性暴力被害者支援センターとつとり(クローバーとつとり)」*3 等の関係機関との連携を図りながら、DV被害者等の人権に配慮し適切な支援を行います。

(3) 労働における男女差別の解消と女性の登用推進

「男女雇用機会均等法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、労働における男女差別の解消に向けて関係機関と連携を図ります。また、様々な分野において女性のアイデアを組織の意思決定に反映させる環境づくりを推進します。

(4) 子育てのための多様な支援策の推進

個人への負担が大きい仕事と家事、育児の両立を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、育児を学ぶ機会の提供、学童保育、保育施設の充実等、多様化する生活状況に対応した各種支援策を推進します。また、性別にかかわらず、子育て等を担うことができ、育児休業等により不利益な取り扱いを受けることのない職場環境づくりのための啓発に努めます。

(5) 生涯を通じた健康支援

すべての人が、お互いの身体的性差を十分理解し合い、生涯にわたって健康で充実した生活を送るため、一人一人がそれぞれのライフスタイルに応じた健康課題に対応できるように、学習機会の提供や相談体制の充実を推進します。また学校教育において命を大切にする保健指導等を推進します。

- *1 DV(ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人等親密な関係にある、または、あった者から受ける身体的、精神的、経済的、性的な暴力等、様々な形態の暴力。
- *2 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人一人がやりがいや充実感をもちながら働き、家庭や地域生活等においても、多様な生き方が選択、実現できること。
- *3 性暴力被害者支援センターとつとり(クローバーとつとり)：性暴力にあわれた人に対し、支援員による電話相談、面接相談、医療的支援等の支援を行う団体。設置運営主体は鳥取県性暴力被害者支援協議会。

5 子どもに関する人権施策

【現状と課題】

平成 6(1994)年に、わが国が批准した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利行使の主体」としても位置づけ、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力する必要性を明記しています。子どもは豊かに生きる権利の主体であり、保護されるべきものとしてのみとらえることは、管理、支配の対象としての子ども観につながりかねません。

近年、急激な社会構造の変化に伴い、少子化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化等、子どもを取り巻く環境は憂慮すべきものがあります。

そして、児童虐待やいじめ、子どもがかかわる犯罪が深刻化している現在、社会全体の責任として、子どもたちにとって望ましい生活環境を整えていくことが求められています。

平成 12(2000)年には、児童虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。

児童虐待は、子どもの心身の成長に非常に大きな影響を与える、重大な人権侵害です。本市においても、地域社会での人間関係の希薄化やひとり親家庭の増加等により、家庭や地域での子育ての孤立化が進み、保護者の育児不安が児童虐待につながることも多く、通告数も年々増加している現状があります。

こうした中、いじめや不登校に悩む子どもや保護者への相談体制の整備を進めるとともに、児童虐待については、虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るため、平成 18(2006)年に児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」*1 を設置し、関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた相談・支援体制の充実を図ってきました。

また、平成 17(2005)年「米子市次世代育成支援行動計画前期計画(よなごっこ未来応援プラン)」、平成 22(2010)年には後期計画、そして平成 27(2015)年には次世代育成支援行動計画の基本理念を継承した「米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの人権の尊重や福祉の保障等についての具体的な取組を明らかにし、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向け総合的、計画的に施策を推進しているところです。

【基本方針】

(1) 「児童の権利に関する条約」に基づく社会づくり

子どもも一人の市民として人権が尊重されるとともに、子どもが自分にかかわる

あらゆることに対して、自らの意見を表明し、参加する権利が尊重される社会づくりを推進します。

(2) 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の推進

「米子市子ども・子育て支援事業計画」の意義を広く周知するとともに、計画に基づき、「安心して子どもを生み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」の実現に向けた施策を総合的に推進します。

(3) 支援を必要とする子ども等への取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭への自立支援、障がいのある子どもに対する施策の充実、外国人児童・生徒の教育に関する施策を推進します。

【推進プラン】

(1) 「児童の権利に関する条約」に基づく施策の推進

「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容を周知し、その精神を生かした人権尊重の保育、教育等施策の推進を図り、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成に努めます。

(2) 地域における子育て支援サービス等の推進

子育て支援サービス、保育サービス、子育て支援サークルの充実、地域の高齢者との世代間交流の推進により、地域の子育て環境を整備します。

(3) 教育環境の整備

家庭、学校、地域社会が連携を深め、次代の親の育成、家庭や地域の教育力の向上を推進し、子どもを取り巻く教育環境の充実を図ります。また、「米子市人権教育基本方針及び同推進プラン」に基づき、人権意識を高め、違いを認め合い、生きる力の育成に向けた人権教育を推進します。

(4) 相談・支援体制の整備

子どもを取り巻く様々な問題解決のために、こども総合相談窓口等により、子どもや保護者等に対する相談・支援体制の充実を図ります。

(5) 環境づくりの総合的推進

地域における子育て支援を充実させるとともに、仕事と家庭の両立支援や、母子の健康の確保及び増進等、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。また、教育環境、生活環境の整備を進め、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

*1 要保護児童対策地域協議会：地方公共団体が設置主体となり、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための協議会。

6 高齢者に関する人権施策

【現状と課題】

わが国では、世界に類を見ない速さで高齢化が進展しています。

本市の高齢化率は、平成 31(2019)年 1 月現在で 28.4%となっており、年々高くなっている状況があります。さらに、後期高齢者といわれる 75 歳以上の高齢者が急増する中、身体機能の低下や認知症等により、介護やサポートを必要とする高齢者も増加することが予想されます。

また、核家族化の進行等家族形態の変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の割合も増加が見込まれます。

このような中、高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かしながら地域の中で役割を持ち、住み慣れた地域で自立した暮らしを続けられる共生社会の実現に取り組んでいくことが重要です。また、健康な高齢者がそれぞれの希望に応じて多様な働き方が選択できる環境の整備も必要です。さらに、介護やサポートを必要とする高齢者も、自らの能力を最大限発揮し、その尊厳を保持しながら、それぞれの能力に応じた日常生活を営むことができる、高齢化に対応した豊かな社会の実現が求められています。

また、高齢者の人権を侵害する、家族や親族からの肉体的・心理的虐待、年金や貯金の搾取等の経済的虐待、さらに施設内での虐待事案が社会問題として存在しています。平成 18(2006)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、虐待の早期発見、早期対応に向けた取組が行われていますが、介護にあたる家族が、精神的、肉体的、経済的負担を抱え込んでしまう傾向も依然として無くなりません。

高齢者に対する様々な福祉サービスは、昭和 38(1963)年の「老人福祉法」の制定以降、急速な高齢化が進む中で、その時々の要請に応えながら発展してきました。とりわけ、平成 12(2000)年に導入された介護保険制度によって、介護を含めた福祉サービスのあり方は大きく変容しました。

本市では現在、「米子市高齢者保健福祉計画及び米子市介護保険事業計画」に基づき、高齢者に対する保健福祉施策を推進し、介護保険事業の円滑な運営に努めています。今後も、急速に変化する各種の制度や施策に適切に対応していくとともに、増え続ける認知症の人を地域で支える取組や、高齢者虐待等の課題に関する正しい理解を深めるための啓発を推進し、高齢者的人権が尊重される社会づくりを進める

必要があります。

【基本方針】

(1) 啓発の推進

高齢者にかかる各種の制度やサービスに関する市民の理解を深めるとともに、認知症等介護やサポートを必要とする人への理解や、高齢者虐待の防止についての啓発を推進します。また、高齢者の状況に応じ、自らの能力を發揮し社会参加を促進するための啓発活動を推進します。

(2) 高齢者の自立支援

一人一人の高齢者が生きがいを持ち、それぞれの能力に応じて、健康で自立した生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活環境等に応じた多様なサービスの提供や、希望に応じた就労を可能にするための環境の整備に努めます。

【推進プラン】

(1) 権利擁護の推進

認知症等介護やサポートを必要とする人への理解に関する正しい知識の普及や、高齢者虐待の防止等の高齢者に対する権利擁護についての啓発を推進します。

また、判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見制度*1について普及啓発に取り組みます。さらに、暴力や介護放棄、経済的虐待、消費者トラブルへの対応等、高齢者の権利擁護についての総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

(2) 社会参加の促進

高齢者が積極的に地域活動に参加し、健康で生きがいを感じ、自立した生活ができるようにするために、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を地域社会の中でどのように活かしていくかということを、高齢者だけでなく地域全体で考えていく必要があります。このため、公民館活動やボランティア活動等高齢者と地域との結びつきを促進する施策や、高齢者が希望に応じて多様な働きができる環境を整備すること等を通じて、高齢者の社会参加に向けた意識の高揚に努めます。

(3) 支え合いの地域づくりの推進

高齢者的人格や個性を尊重する等、高齢者への理解を深めるための啓発に努めるとともに、世代を超えて協力、連携することにより、支援が必要な人を地域で支えあう体制づくりを推進します。

(4) 多様なサービスの提供

高齢者が介護保険等の各種制度やサービスを自ら選択し、利用するための広報活動を推進します。

また、高齢者一人一人がこれらのサービスを適切に利用しながら、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、高齢者的心身の状況や生活環境等に応じた多様なサービスの提供に努めます。

*1 **成年後見制度**：認知症・知的障がい・精神障がい等によって判断能力が十分ではない方の意思決定を法律的に支援する制度。

7 病気にかかわる人^{*1}に関する人権施策

【現状と課題】

平成 9(1997)年、国によって策定された「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」においては、エイズ患者や H I V 感染者^{*2}、ハンセン病^{*3}についての差別や偏見の解消に向け、正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発活動を推進することとしています。

また、平成 14(2002)年に策定された人権教育・啓発に関する基本計画においては、H I V 感染者、ハンセン病にかかった人等の人権問題に対する取組を推進することが明記され、平成 21(2009)年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、ハンセン病回復者の名誉回復及び福祉の増進が図られています。

平成 18(2006)年には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、基本理念として国や地方公共団体が行う感染症予防・まん延防止の施策は、感染症患者の人権を尊重しつつ推進されることが明記されました。

しかしながら、感染症や精神疾患、難病^{*4}等の病気に関する正しい知識と理解が足りないことや、病気にかかわる人に対する人権意識の育成が不十分であるために、このような人に対して、偏見に基づく様々な人権侵害が生じてきました。

また、自死(自殺)される方の多くがうつ病等の精神疾患に罹患していたと言われています。近年、自死者及び自死遺族の人権問題が課題として認識されるようになっており、課題解消に向けて教育、啓発等を推進していくことが求められています。

本市では、病気にかかわる人の人権を尊重するために、鳥取県が行う啓発事業に協力するとともに、広報誌等によりエイズやハンセン病のほか、がんや難病等に関する正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消、人権尊重の意識の高揚に努めました。

今後も、病気にかかわる人の人権が侵害されることがないよう、引き続き病気についての正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための取組を行うことが必要です。

また、医療者と患者の関係においては、患者の権利擁護という視点に立ち、医療情報が患者に対して正確に伝えられ、患者の納得や、同意のもとに医療が行われることが必要です。

【基本方針】

(1) 病気にかかわる人の尊厳が保たれる社会づくりの推進

病気に関する誤った知識や理解不足、また、病気を他人事と考える無関心な態度が、病気にかかわる人に対する差別や偏見にもつながっていることから、病気に対する正しい知識の普及、啓発を推進し、病気にかかわる人の尊厳が保たれる社会づくりの取組を推進します。

(2) 相談体制の充実

病気にかかわる人についての適切な相談体制の充実に努めます。

【推進プラン】

(1) 病気に関する正しい知識の普及と啓発の推進

誤った知識や理解不足から差別や偏見を受けやすい病気に関して、その正しい知識の普及を図るとともに、鳥取県が行う啓発事業等に積極的に協力し、「ハンセン病を正しく理解する週間(6月)」、「世界エイズデー(12月1日)」等の機会を生かして啓発を推進します。

また、精神疾患にかかった人が地域で安心して治療を受けることができる社会づくりの取組を推進します。

(2) 相談体制の充実

病気にかかわる人については、医療に関する相談のほか、病気の長期化等からの精神的、肉体的な負担等多様な相談への対応が求められます。これらの相談に対して、プライバシーの保護、精神的な負担の軽減等に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

- *1 病気にかかわる人：ここでは、病気にかかっている人やその家族のほか、医療・保健関係職員等病気にかかわる業務に従事している人をいう。
- *2 HIV感染者：HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した人。発病した人をエイズ患者と称して区別する。HIVの感染力は弱く、日常生活(握手、入浴、缶等の回し飲み等)では感染しない。正しい知識をもって予防策をとることで、HIV感染のリスクを減らすことができる。
- *3 ハンセン病：病原性の弱い「らい菌」による細菌性感染症。過去には遺伝病と誤解されたり、恐ろしい伝染病と考えられ、体の一部が変形したりする外観の特徴等から差別や偏見の対象とされた。国による患者の強制隔離政策が行われ、差別や偏見が助長された。現在は、適切な治療により確実に治癒できる病気となっている。
- *4 難病：国の難病対策要綱では、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残すおそれがある少くない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病 と定義されている。

8 多様化する人権課題に関する施策

【現状と課題】

多様化する人権課題について、ここでは、犯罪被害者等（ここでは、犯罪被害者及びその家族や遺族をいいます）、性的マイノリティ、生活困難者、刑を終えて出所した人等（ここでは、刑を終えて出所した人及び刑の途中で仮釈放になった人並びにそれらの家族をいいます）、インターネット、災害被災者に関する人権について取り上げました。これらの課題以外にも解決しなければならない様々な課題が存在しています。

こうした状況をふまえ、これらの人権課題解決のために施策を積極的に推進していく必要があります。

【基本方針】

（1）啓発の推進

多様化する人権課題について、正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見を解消するための啓発を推進します。

（2）人権施策の推進

多様化する人権課題の解消に向けて、それぞれの課題に応じた施策を推進します。

○ 犯罪被害者等に関する人権施策

犯罪被害者等に対する社会の理解は、これまで十分とはいはず、犯罪による直接的な被害だけでなく、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担や周囲の人々の噂や中傷等被害後に生じる二次的被害を受けることがあります。

そのため、犯罪被害者等の心情や実情等を理解し、人権に配慮することが必要です。また、社会的な被害者支援の気運の醸成が不可欠です。

鳥取県では、平成 20(2008)年に「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、被害者の支援施策を実施することを定めるとともに、平成 21(2009)年に同推進計画を策定して、犯罪被害者等の具体的支援を盛り込みました。このような中、平成 20(2008)年に NPO 法人とつとり被害者支援センター*1 が開設され、被害者から

の相談対応や具体的な支援活動が開始されています。また、性暴力被害者支援センターとつとり（クローバーとつとり）*2が、性暴力被害に関する相談支援窓口として安心して心身の回復ができるように支援を行っています。

また、県、市町村、警察等関係機関や民間の団体で構成された米子地区犯罪被害者支援連絡協議会において、犯罪被害者等支援のため連携して活動しています。

【推進プラン】

(1) 犯罪被害者等の支援の推進

NPO 法人とつとり被害者支援センターと連携を図り、犯罪被害者等に対する適切な対応等の支援施策を推進します。

○ 性的マイノリティに関する人権施策

性的マイノリティとは、性同一性障がい（性別違和）や性的指向が異性とは限らない等、性のありようについて少数にある人のことをいい、L G B T*3、S O G I *4等と表されることもあります。

大手広告代理店の研究機関が平成 27(2015)年に実施した調査によると、成人の 7.6%が性的マイノリティであるという結果が出ています。これは日本における左利きの人、A B型の人と同じ割合で性的マイノリティの人がいるという計算になります。

性的マイノリティの人は、少数者（マイノリティ）であるために、誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面において制限や差別を受けたりする等様々な課題が生じています。

平成 15(2003)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者が一定の要件のもと戸籍上の性別変更が可能となりました。

また、平成 27(2015)年の、渋谷区の同性カップルを「結婚に相当する関係」とする「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（同性パートナーシップ条例）」の制定を皮切りに、性的マイノリティに対する取組が少しづつ進んできています。

本市では、平成 15(2003)年から、各種申請書等の公文書について不必要的「性別」記載を求めないよう取り組むとともに、性的マイノリティについての正しい知識を

得て理解を深めるため職員研修を行う等、職員への周知を図っています。平成30(2018)年9月には、市議会において、「同性パートナーシップの承認制度の導入に向けた協議開始を求める陳情」が全会一致で採択されました。

このようなことを踏まえて、今後も、性的マイノリティの人への配慮や、性的マイノリティについての正しい理解と認識が得られるよう教育、啓発及び相談体制の充実等に取り組んでいく必要があります。

【推進プラン】

(1) 性的マイノリティについて正しく理解するための意識啓発の推進

性的マイノリティについては、知識不足や無理解からくる誤解、偏見が差別につながり、性的マイノリティの人を傷つけることとなるため、正しい理解と認識が得られるよう講演会、企画展、研修会等を通して、性的マイノリティに関する理解を深めるための啓発を推進します。

(2) 相談体制の充実

現在、性的マイノリティの人からの相談は、人権相談として対応していますが、性的マイノリティの人が誰にも相談できず一人で悩んでいる現状があることから、法務省、県等と連携し相談体制の充実に努めます。

(3) 必要とされる施策についての検討

各種申請書等の市の公文書について、不必要的「性別」欄の記載を省略する取組のほか、性的マイノリティの人が安心して生活するための課題を把握し、必要とされる施策についての検討を行います。

○ 生活困難者に関する人権施策

昨今の厳しい経済情勢により、離職を余儀なくされたり、働いても低賃金のため最低限度の生活を営むための収入を得ることができないといった生活困難に直面する人が増えており、社会的な問題になっています。

このような生活困難者は、憲法が保障する人間らしい最低限度の生活を営む権利や勤労の権利が保障されているとはいえない状況にあります。そのため、人権尊重の観点から、このような人が生活に困窮されないよう生活保障や自立支援をすることが重要です。

本市では近年、生活保護受給者数が年々増加する傾向にあります。生活保護受給者については、身体的・精神的状況や日常生活管理能力、社会適応能力等を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行い、自立を促す必要があります。

【推進プラン】

(1) 生活困難者の支援の推進

生活困難者の生活保障や自立支援を図ります。

○ 刑を終えて出所した人等に関する人権施策

罪や非行を犯した人やその家族については、社会の理解が十分でなく、偏見や差別意識が存在します。

とりわけ、刑を終えて出所した人等については、以前から偏見や差別意識が根強く、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保等で差別的な扱いを受けることがあります。

そのため、こういった人等が社会復帰して円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲のほか、家族や職場、地域社会等周囲の人々の理解と協力が必要です。

国では、平成28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」が制定され、刑を終えて出所した人等が、社会で孤立することなく、国民の理解と協力を得て社会復帰を促進するための施策を行っています。

また、こういった人等が立ち直るための支援が、保護観察所等の国の機関をはじめ、保護司*5、更生保護女性会*6、BBS会*7、協力雇用主*8 や更生保護施設*9 等の民間協力者によって行われています。

法務省は毎年7月を強調月間として、犯罪や非行の防止と更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を展開していますが、本市でも同運動に取り組んでいます。

また、鳥取県は、高齢等により刑務所から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して専門的な支援を行うため、平成22(2010)年から鳥取県地域生活定着支援センター*10 を設置し運営しています。さらに、平成30(2018)年4月には、再犯防止推進法に基づき「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止

等に関する施策を推進しています。

本市でも国や県と連携し、刑を終えて出所した人等に対する支援と再犯防止等に関する施策を推進する必要があります。

【推進プラン】

(1) 刑を終えて出所した人等についての意識啓発の推進

本市推進委員会が実施している「社会を明るくする運動」を支援する等、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消されるよう啓発を推進します。

(2) 刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰の支援

「再犯防止推進法」の趣旨をふまえ、刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

○ インターネット上の人権侵害に関する施策

インターネットの急速な普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。

一方、インターネットの持つ匿名性などといった特性により、SNS上への誹謗中傷、差別的書き込みや個人情報の大量流出など新たな人権問題が生じています。インターネットでは、情報が瞬時に広範囲に広がるとともに回収が極めて困難であることから、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。

米子市人権問題市民意識調査（平成29年9月調査）では、「関心がある人権問題」として「インターネットによる人権侵害」と回答した人が2番目に多い結果となりました。また、「情報に関することがらで、人権上の問題があると思う」とこととしては、「他人を誹謗中傷する情報がインターネット上に掲載される」という回答が最も多く、次いで「プライバシーに関する情報がインターネット上に掲載される」という結果でした。

インターネットの問題は、被害に遭うだけでなく、誰もが加害者になりうる可能性もあり、情報の取り扱いに対する危機感を持つことが求められています。

このため、平成14(2002)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、インターネットでプライバシー等の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責

任の制限やプロバイダ等に対する発信者情報の開示を請求する権利について定められました。

インターネットを利用するにあたっては、その特性と影響を考え、情報の収集・発信における責任や危険性、情報モラルについて理解されるよう、利用する人だけでなく利用しない人も含めて教育、啓発する必要があります。

【推進プラン】

(1) 情報モラル等についての教育、啓発の推進

インターネット等については、利用する人だけでなく利用しない人も同様に、情報モラル、情報の収集・発信における責任や危険性及びトラブルに巻き込まれた場合の対処について理解を深めるための教育、啓発を推進します。特に子どもの利用については、子どもだけでなく、家庭、PTA等、周囲の大人への啓発を推進します。

(2) インターネット上での人権侵害行為への対応

不特定多数の人に関わる差別的で、社会的に影響の大きい書き込みなどによる被害の拡大防止に努めます。

○ 災害被災者に関する人権施策

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の大災害となり、災害に対する人々の意識が改めて高まりました。

東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故により、放射能被ばくに関する誤解や偏見による農作物への風評被害や避難先でのいじめや差別等の人権問題が発生しました。

誤った情報による災害被災者への人権侵害を防止するための対策が必要です。

また、災害が起きた際、避難時や避難所での高齢者や障がい者、子ども、日本語を解さない外国人等、特別な配慮が必要となる要配慮者の方々は、特に支援が必要となります。

その他、避難生活が長期化した場合の避難所でのプライバシーの保護についても配慮する必要があります。

【推進プラン】

(1) 災害時の風評被害、人権侵害を防ぐための教育、啓発

災害時の誤った情報による誤解や偏見による風評被害、いじめや差別等の人権問題を防止するため、被災地についての正しい情報を提供し、被災者への人権侵害を防ぐ教育、啓発を推進します。

(2) 災害時の要配慮者への配慮

災害時には要配慮者に配慮した様々な支援を行うよう努めます。

- *1 **NP0 法人とつとり被害者支援センター**: 犯罪等により被害を受けた方及びその家族、遺族の方々をサポートするために設置された民間の団体。
- *2 **性暴力被害者支援センターとつとり(クローバーとつとり)**: 性暴力にあわれた人に対し、支援員による電話相談、面接相談、医療的支援等の支援を行う団体。設置運営主体は鳥取県性暴力被害者支援協議会。
- *3 **LGBT**: Lesbian(レズビアン)女性同性愛者、Gay(ゲイ)男性同性愛者、Bisexual(バイセクシャル)両性愛者、Transgender(トランスジェンダー)「身体の性」と「心の性」が一致しない人の頭文字から構成される言葉。性のあり方はこれ以外にも多様にあり、LGBTs、LGBTQとも表現される。
- *4 **SOGI** :Sexual Orientation(性的指向)と Gender Identity(性自認)の頭文字から構成される言葉。
- *5 **保護司**: 民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし保護観察官と協働して更生保護の仕事に従事している。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。
- *6 **更生保護女性会**: 女性の立場から、地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体。
- *7 **BBS 会**: Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるよう支援し、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア。
- *8 **協力雇用主**: 保護観察中の人を前歴にこだわらず積極的に雇用することで、その立ち直りに協力する民間の事業者。
- *9 **更生保護施設**: 犯罪や非行をした人のうち、帰る場所のない人たちに対して宿泊場所や食事の提供、生活の相談、就労の支援、社会生活に適応させるための指導等を行っている。
- *10 **鳥取県地域生活定着支援センター**: 障がいのある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう保護観察所と協働して、福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行っている。

付 属 資 料

- ・米子市における部落差別をはじめ
あらゆる差別をなくする条例
- ・人権尊重都市宣言
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

米子市における部落差別をはじめ あらゆる差別をなくする条例

平成17年3月31日

条例 第6号

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、すべての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることにかんがみ、あらゆる差別をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

(施策の計画的推進)

第4条 市は、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(人権啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

人権尊重都市宣言

私たちは、だれもが日本国憲法で保障された基本的人権を享有し、人間らしく幸せに生活したいと願っており、社会生活において人権の侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

しかし、私たちの周りでは、依然としてさまざまな人権侵害が後を絶たず、その解決は、急務の課題となっています。

今こそ、すべての市民がお互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心をはぐくんでいくとともに、人権を自分自身の問題として考え、学び、行動することが大切です。

ここに、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行なう人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行なうものとする。